

静 情 審 第 2 7 号
平成22年2月22日

静岡県労働委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年8月28日付け労委調第120号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の事業者の個別的労使紛争あっせん記録の非開示決定に対する異議申立て
（諮問第163号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県労働委員会の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 21 年 7 月 9 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県労働委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 21 年個第〇号〇〇〇〇個別的労使紛争あっせん事件平成 21 年〇月〇日あっせん記録」（以下「本件公文書」という。）の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 21 年 7 月 16 日、実施機関は、本件公文書の存否を答えるだけで、条例第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 6 号に規定する非開示情報を開示することになるとの理由で、条例第 10 条（公文書の存否に関する情報）に該当するとして、条例第 11 条第 2 項に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 21 年 8 月 12 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、非開示とした理由として、特定の事業者に係る個別的労使紛争あっせん事件の申請があったかどうかの存否を明らかにすれば、あっせん事件名から事業者が特定され、労働者も特定されるおそれがあると主張する。しかし、既にあっせん事件の関係者あてに通知された個別的労使紛争あっせん実施通知書等により、事業者及び労働者は特定されていることから、本件公文書を非開示とする理由にはならない。また、本件公文書のすべてを非開示とすることにより、個別的労使紛争あっせん制度の社会的透明性は失われ、密室における役人主導の極めて偏った立場による、あっせんの実施につながるため開示を求める。
- (2) 実施機関は、条例第 10 条（公文書の存否に関する情報）の規定を適用した理由として条例第 7 条第 3 号（事業活動情報）及び第 6 号（事務又は事業に関する情報）に該当するため、非開示としたとしている。しかし、本件あっせんは、あっせんの相手方である事業者が、異議申立人に関して適正な就労を行っていたかどうかに関する主旨でのあっせんでもあったため、この記録を非開示とした理由として条例第 7 条第 3 号アの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するもの」には、明らかに該当しない。また、同条第6号の「公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも明らかに該当しない。個々のあっせん記録のすべてを、条例の非開示情報に該当しないにもかかわらず、これを根拠としてこじつけ、一律に非公開とするのは、役所及び役人特有の申告事案に対する事なかれ主義の精神に基づく、安易な解釈によるものであり、正当な理由のない事実上の隠ぺいである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 仮に、本件公文書が存在するとした場合、その内容は、条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）に該当することから、非開示としたものである。特定の個別的労使紛争あっせん事件に関するあっせん申請の有無や労使紛争の有無は、当該事件の当事者にとっては、第三者に知られたくない事実であり、その存否を明らかにすれば、当該事件名から事業者が特定され、労働者も特定されるおそれもあることから、非開示情報（個人情報及び事業活動情報）を開示することになり、条例において保護されるべき個人及び事業者の権利利益が侵害されることになる。異議申立人は、あっせん実施通知書等により、事業者及び労働者は特定されていると主張するが、公文書の開示の可否は、当該文書の非開示情報該当性の有無により決定するものであり、開示請求者の属性により左右されるものではない。
- (2) また、特定事件の存否を明らかにすれば、当事者が、あっせん申請を行うことをちゅうちょすることとなり、今後のあっせんの実施に支障が生じることとなる。異議申立人は、本件公文書のすべてを非開示とすることにより、あっせん制度の社会的透明性が失われ、極めて偏った立場による、あっせんの実施につながると主張する。しかし、当事者間に個別的労使紛争があることは、第三者に知られたくない事実であり、また、非公開で相手方にも伝わらないという前提であっせんは行われるから、その過程において個人のプライバシーや企業の人事、労務管理に関する情報という相手方当事者にも知られたくない事項も提出されるのである。その内容が公開されることとなると、個人及び事業者の権利利益が侵害されることになるほか、この制度を利用しようとする者が、他人に知られたくない事項を公開されることをおそれて、あっせん申請を行うことをちゅうちょすることになり、今後のあっせんの実施に支障をきたすことになる。さらに、あっせん員は公平・中立な立場であっせんを行っているほか、当事者の申請に基づき実施し、相手方があっせんに応諾しない場合や、当事者の主張の隔たりが大きく両者が納得しない場合、あっせん作業は打切りとなる。したがって、本件公文書を公開した場合の不利益は、非公開とした場合の不利益よりも著しく大きいものであり、また、偏った立場のあっせんにつながるとの異議申立人の指摘も当たらない。

5 審査会の判断

当審査会は、以下のように判断する。

(1) 個別的労使紛争のあっせん事務について

実施機関の個別的労使紛争のあっせん事務（以下「個別あっせん事務」という。）は、「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」（平成13年4月20日静岡県知事制定）に基づき、個別的労使紛争について公正な立場に立って関係当事者間をあっせんし、もって労使紛争の円満な解決に寄与することを目的として、あっせん員が当事者間の話し合いを取り持つなどして、当事者間の自主的解決を促進するための支援を行う事務である。

個別あっせん事務は、静岡県内に所在する事業所の労働者又は事業者からの申請によって開始され、公益、労働者、事業者をそれぞれ代表する3人の専門的かつ豊富な知識・経験を有するあっせん員が、公正・中立な立場から、当事者双方の主張の要点を確かめ、その紛争の争点を明らかにして、当事者間の話し合いを取り持ち、あっせん案を提示するなど、当事者双方の歩み寄りを図り、紛争を自主的な解決に導く方法で実施するものである。そして、あっせんの結果、両当事者が合意に達すれば紛争解決となるが、相手方があっせんの実施に応諾しないときや、あっせんを実施しても、当事者双方の主張の隔たりが大きく、歩み寄りが図れないときは、あっせんを打ち切ることとなる事務である。なお、実施機関は、個別あっせん事務に係るあっせんは非公開であることを、「個別的労使紛争あっせん事務処理要領」（平成14年1月15日実施機関制定。以下「要領」という。）、実施機関のホームページ及び「個別的労使紛争あっせんのしおり」（実施機関事務局発行）において明記していると認められる。

(2) 本件公文書の性質について

本件の開示請求は、個別あっせん事務に関して、特定の日に行われた、特定の事業者に係るあっせんの記録を請求するものであること、及び個別あっせん事務の特性から、本件公文書の存否を答えることは、当該事業者において個別あっせん事務の対象となった労使紛争があったことの実事の有無、当該事業者又はその労働者が実施機関にあっせん申請を行ったことの実事の有無、並びに特定の日当該事業者及び当該労働者に係るあっせんが行われたことの実事の有無（以下、これらの事実の有無を「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果が生じるものと認められる。

なお、仮に、本件公文書が存在するとした場合、本件公文書は、一般に、要領の第13号様式「個別的労使紛争あっせん結果表」に基づき作成されるものであり、そこに記載される情報は、当該様式の項目によれば、事件名、労働者の住所・氏名、事業者の所在地・名称、あっせん日、あっせん事項、事件の概要、申請者の主張、被申請者の主張、あっせんの結果などである。

(3) 条例第10条の趣旨について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、原則として、その請求に係る公文書を特定した上で、非開示情報該当性の判断に基づく開示決定等、不存在を理由とする非開示決定などを行うことになるが、例えば、特定の個人の病歴や生活保護の申請等に係る開示請求があった場合のように、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第7条各号の非開示情報を開示する結果となる場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることを、同条は定めたものと解される。

(4) 本件存否情報の非開示情報該当性について

実施機関は、本件存否情報が、条例第7条第2号、第3号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨を、個別あっせん事務の特性などに基づき主張していることから、当審査会は、まず、本件存否情報の第6号該当性について検討することとする。

ア 第6号の趣旨

第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

なお、同号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれると解される。また、同号の「支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値するがい然性が要求されると解される。

イ 第6号該当性の有無

実施機関は、本件存否情報を公にすると「個別あっせん事務制度を利用しようとする者が、他人に知られたくない事項を公開されることをおそれて、あっせん申請を行うことをちゅうちょすることになり、今後のあっせんの実施に支障をきたすことになる。」と主張するので、以下検討する。

本件存否情報は、特定の日に行われた、特定の事業者に係るあっせんの事実の有無等を明らかにするものであることから、これを公にすれば、事業者名等が明らかになり、それによって、関係者には労働者も特定されるおそれがあると認められ、また、個別あっせん事務の対象事案は、個人の解雇、配置転換、賃金等の労働条件に関する紛争で、労働者にとっては、一般に、他者に知られたくない個人の機微に関するものであるから、本件存否情報は、これを公にすることにより、

当該個人の権利利益を害するおそれにつながる側面も否定できない。他方、事業者にとっても、本件存否情報を公にすることにより、内部で解決できずに個別あっせん事務の対象となった労使紛争があることが明らかになり、それによって、当該事業者の労務管理に何らかの問題があるように県民等に理解されるおそれや、当該事業者の社会的評価及び信用が低下するおそれにつながる側面も否定できない。そして、個別あっせん事務に関して、あっせん申請を行うか否かは、労働者又は事業者の意思にゆだねられており、あっせんの相手方が当該あっせんに応諾するか否かも、同様に、労働者又は事業者の意思にゆだねられていると認められる。

そうすると、仮に、本件存否情報を公にすると、今後、労働者にとっては、事業者名などから当該個人が関係者に識別されることなどをおそれて、あっせん申請を行うことやあっせんに応諾することをちゅうちょし、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じると認められる。他方、事業者にとっても、本件存否情報を公にすると、当該事業者の社会的評価及び信用が低下することをおそれて、あっせん申請を行うことやあっせんに応諾することをちゅうちょし、ひいては、それらを思いとどまることになるおそれが生じると認められる。

また、個別あっせん事務は、要領や実施機関のホームページ等において、当該あっせんは非公開であることを明示している事務であり、あっせん当事者は、一般に、氏名や事業者名が公にされないことを前提として、実施機関にあっせん申請を行い、又はあっせんに応諾しているものと認められる。そうすると、仮に、本件存否情報を公にすると、事業者名等が明らかになることから、個別あっせん事務に対する当事者の信頼を損なうものであると認められる。

以上のことから、本件存否情報は、公にすることにより、個別あっせん事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、第6号の非開示情報に該当する。

なお、実施機関は、本件存否情報が条例第7条第2号及び第3号にも該当すると主張しているが、本件存否情報が同条第6号に該当し、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで第6号の非開示情報を開示することになることから、本件存否情報の第2号及び第3号該当性について判断するまでもなく、条例第10条の規定により、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件公文書に記載された情報が自己の情報であるとし、そのことをもって、本件処分を取り消し、開示すべきと主張する。しかし、条例の公文書開示請求制度は、何人に対しても請求の理由や利用目的を問わずに公文書の開示請求を認めるものであり、請求対象公文書の非開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が当該公文書に記載されている情報の本人であるとか利害関係人であるとかといった開示請求者の属性、請求理由、使用目的等は考慮せずに、当該開示請

求の対象となった情報の内容によって判断するものであることから、異議申立人の当該主張は理由がない。

また、異議申立人は、「既にあっせん事件の関係者あてに通知された個別的労使紛争あっせん実施通知書等により、事業者及び労働者は特定されていることから、本件公文書を非開示とする理由にはならない。」と主張する。しかし、仮に、そのような通知書等があったとしても、それは、個別的労使紛争あっせん事件に係る当事者及び関係者だけに通知されるものであり、当該通知書等の情報は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、異議申立人の当該主張は理由がない。

さらに、異議申立人は、その他種々主張するが、当該主張はいずれも上記(4)の当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 21 年 8 月 28 日	諮問を受け付けた。	
平成 21 年 9 月 16 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 9 月 28 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 10 月 26 日	審議	第 225 回
平成 21 年 11 月 16 日	審議	第 226 回
平成 21 年 12 月 22 日	審議	第 227 回
平成 22 年 1 月 25 日	審議	第 228 回
平成 22 年 2 月 22 日	審議（答申）	第 229 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 225 回～第 229 回
根 木 真 理 子	静岡大学教育学部 教授	第 225 回～第 229 回
望 月 律 子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 225 回～第 229 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 225 回～第 228 回
山 本 雅 昭	静岡大学法科大学院 准教授	第 225 回～第 229 回